

河内町の軽度者に対する福祉用具貸与方法

【例外給付】

要支援1・2、要介護1のかたは、その状態像から原則として**介護報酬は算定できません**が、認定調査票の項目が表1に該当するかたについて例外的に給付が認められます。

① まずは調査票の項目を確認しましょう

最新の調査結果をまずお手元にご用意ください
次の結果になっていれば
確認書の提出は不要です。



＜表1＞「認定調査結果」に基づく軽度者福祉用具貸与

対象外種目	状態像	認定調査の結果
ア 車いす及び同付属品	次のいずれかに該当するかた (1) 日常的に歩行が困難なかた	歩行「できない」
	(2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められるかた	※該当する認定調査結果なし 適切なケアマネジメントにより ケアマネジャーが判断します 【状態像に該当すれば確認書提出不要】
イ 特殊寝台及び同付属品	次のいずれかに該当するかた (1) 日常的に起き上がりが困難なかた	起き上がり「できない」
	(2) 日常的に寝返りが困難なかた	寝返り「できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難なかた	寝返り「できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当するかた (1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障があるかた	意思の伝達「伝達できる」以外 指示への反応「指示が通じる」以外 短期記憶「できない」 問題行動「ない」以外
	(2) 移動において全介助を必要としないかた	移動「全介助」以外
オ 移動用リフト(つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当するかた (1) 日常的に立ち上がりが困難なかた	立ち上がり「できない」
	(2) 移乗が一部又は全介助を必要とするかた	移乗「一部介助」又は「全介助」
	(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められるかた	※該当する認定調査結果なし 適切なケアマネジメントによりケアマネジャーが判断 【状態像に該当すれば確認書提出不要】

該当する場合は確認書提出不要

【例外給付平成19年4月より追加された規定】

② 理由書を出せば認められるか確認しましょう

確認書を出せば認められる
場合があります。
＜表2＞を確認してください



＜表2＞

状態像	i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって頻繁に表1で定める福祉用具が必要な状態に該当するかた(例:パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象など) ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれるかた(例:がん末期の急速な状態悪化など) iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できるかた(例:ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避など) 注()内の状態以外のものであっても、(i)～(iii)の状態であると判断される場合もあります。
判断方法	① 上記の(i)～(iii)のいずれかの状態像に該当する旨が医師の医学な所見に基づき判断され ② かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合 ③ ①②について、当町が書面等確実な方法により確認することにより、その可否を判断することとなります。 ※医学的な所見の確認方法は、原則として下記のいずれかとします。 (1) 書類で確認した場合 : 要介護認定の主治医意見書・診療情報提供書・診断書の写し (2) サービス担当者会議に医師が出席した場合 : 介護サービス計画書第4表の写し (3) 医師からの聴取の場合 : 介護サービス計画書第5表の写し

確認書提出により認められます

③ 次のフローで再チェックしましょう

軽度者（要支援1・2、要介護1）に対する福祉用具貸与フローチャート

下記福祉用具は、給付要件が有ります。

車いす及び車いす付属品	特殊寝台及び特殊寝台付属品	床ずれ防止用具及び体位変換器	認知症老人徘徊感知器	移動用リフト(つり具の部分を除く)
-------------	---------------	----------------	------------	-------------------

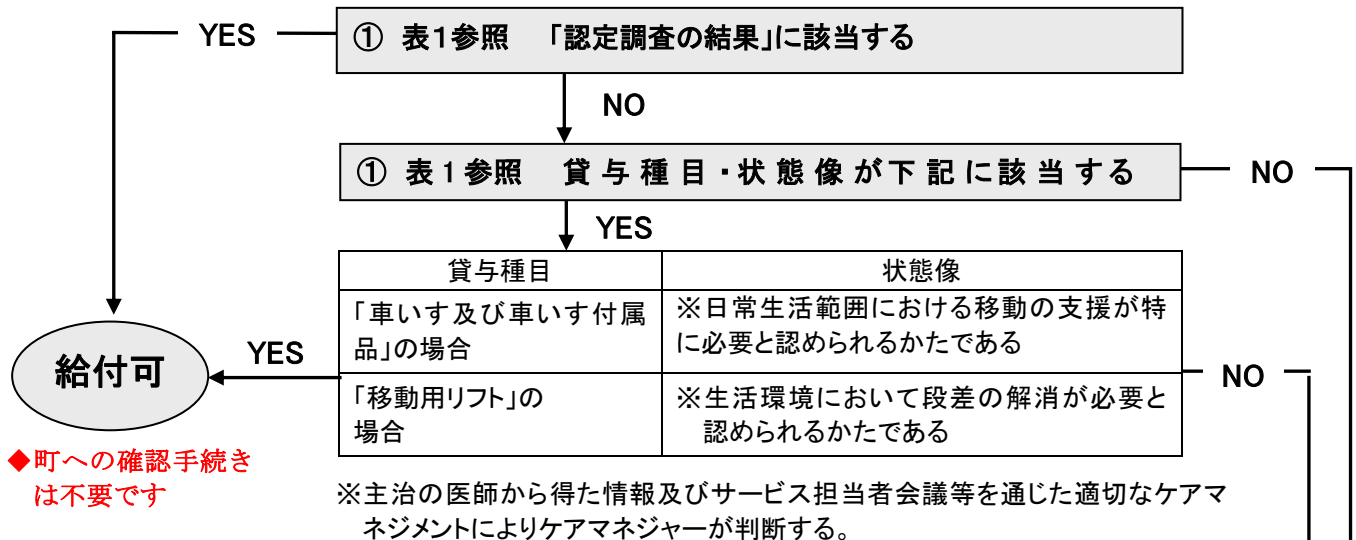
給付要件:
「厚生労働大臣が定める者」に該当しなければならない。

下記福祉用具の給付要件はありません。

手すり	スロープ	歩行器	歩行補助つえ
-----	------	-----	--------

給付要件:なし → 保険給付可能

「給付要件のある福祉用具貸与の判断手順」



平成19年4月以降の追加された基準 ◆町への確認が必要です。



②表2 医師の判断により状態像が(i)から(iii)のいずれかに該当している

(1)医師所見の確認

(診療情報提供書・介護保険意見書・診断書・聴取など)

【例外給付を認める仕組み】

- 医師により「例外給付対象者」のいずれかに該当していると医学的な所見に基づき判断され、
- かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であることを
- 町が「確認」している

(2)サービス担当者会議の開催

(3)確認書を町に提出

必要項目が確認できた場合

必要項目が確認できない場合

給付可

給付不可

